

ホーム火災共済

ご契約のしおり

—— 2018年 ——



愛知県共済生活協同組合

目 次

第1章 総 則	2
第2章 共済契約	3
第1節 共済契約の範囲	3
第2節 共済契約の成立及び通知義務等	7
第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅	10
第3章 共済金及び共済金の支払い	13
第4章 異議の申立て	18
第5章 雑 則	18

愛知県共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）のホーム火災共済は、再取得価額保障等のわかりやすい保障を提供し、組合員の生活の安定と福祉の向上を目的としています。

この「ご契約のしおり」は厚生労働省及び愛知県より認可を受けた火災共済事業規約の中で特に共済契約者にとって大切な部分を解説していますので、ぜひ一読され内容についてよくご理解いただいたうえ、大切に保管していただきますようお願いいたします。

もし、ご不明な点がございましたら組合までお問い合わせください。

ご契約のしおり

第1章 総 則

(通 則)

第1 愛知県共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、火災共済事業規約及び火災共済事業実施規則の定めるところにより、組合員の生活の共済を図る事業を実施するものとする。

(事 業)

第2 この組合が行なう共済事業は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、次に掲げる事故（以下「火災等」という。）を共済事故とし、当該事故により共済の目的につき共済期間内に生じた損害に対して共済金を支払うことを約する火災共済事業とする。

- ① 火災（火災とは、人の意図に反して発生し、もしくは拡大し、又は放火により発生し消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態をいう。ただし、燃焼器、冷暖房機器又は電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害を除く。）
 - ② 爆発又は破裂（爆発又は破裂とは、気体、蒸気又は薬品の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいう。）
 - ③ 落雷
 - ④ 消防又は避難に必要な処分（消防作業に伴う注水又は収容動産避難のための移転、投てきによる破損もしくは濡損、及び消防作業又は延焼防止の必要上行なわれた作業による破損等をいう。）
 - ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊（風災、ひょう災、雪災、水災、砂じん、粉じん、煤煙、地震、噴火又は津波、その他天災による損害を除く。）
 - ⑥ 共済契約者（又は共済契約者と生計を共にする親族）以外の者が占有する戸室で生じた急激かつ偶発的な外来の事故に伴う漏水、溢水による水漏れ（風災、ひょう災、雪災、水災、砂じん、粉じん、煤煙、地震、噴火又は津波、その他天災による損害及び給排水設備自体に生じた損害を除く。）
 - ⑦ 盗難（強盗、窃盗をいう。以下同様とする。）に伴うき損又は汚損（盗み取られたものに対する損害を除く。）
- (注)「風災」とは台風、せん風、暴風、暴風雨等、「雪災」

とは豪雪、なだれ等、「水災」とは台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等をいう。以下同様とする。

(注)⑦の「盗難」とは盗難の未遂を含み、「汚損」とは財物が予定又は意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済価値が減少することをいう。

(契約内容の重要事項の提示)

第3 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、第1章から第5章までに規定する事項のうち、共済契約の内容を理解するために特に必要な情報及び注意を喚起すべき情報について、あらかじめ正確に提示しなければならない。

(再共済又は再保険)

第4 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を再共済又は再保険に付することができる。

第2章 共 済 契 約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しない。

(被共済者の範囲)

- 第6
- (1) 被共済者は、共済の目的を所有し、共済契約によりてん補することとされる損害を受ける者とする。
 - (2) 共済の目的に火災等が発生した場合において、被共済者が2人以上あるときは、当該被共済者らが合意の上、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は他の被共済者を代理するものとし、委任状又は同意書及びその他組合が必要により指定する書類を、組合に提出しなければならない。
 - (3) この組合は、(2)の代表者が定まらない場合又はその所在が不明の場合において、組合が(2)の被共済者の1人に共済金の全部又は一部を支払ったのちに、他の被共済者から共済金の全部又は一部を支払請求がなされても支払いの責に任じない。

(共済の目的の範囲)

- 第7
- (1) 共済契約は金銭に見積ることができるものでなければその目的とすることができない。
 - (2) 共済の目的となる物は、共済契約の申込みをしようと

する者又はその者と生計を共にする同居の親族が所有する建物(又は居住する建物内に収容し所有する動産)とする。ただし、人が常時居住していない建物又はその建物内に収容されている動産は除く。

(注)「**共済の目的となる物**」とは、家財が常時備えられ人が現実に居住する次に掲げる建物(建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根、柱、壁及び基礎工事部分を有するものをいう。)及びその収容動産(収容動産とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されているものをいう。)とする。ただし、建物の用途を分類する単位は1むねの建物〔1むねの建物とは、独立した1つの建物をいう。この独立とは、建物の主要構造部(主要構造部とは、建物の構造上重要な壁、柱、床、はり、屋根及び階段をいう。)が、他の建物とつながることなく、独立していることをいう。〕ごととする。

① 専用住宅

「専用住宅」とは、もっぱら居住の用に供される建物をいう。

② 併用住宅

「併用住宅」とは、居住の用に供される部分とその他の用に供される部分とが結合した建物で、居住の用に供される部分の床面積(床面積とは、建物の各階又はその一部で、壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。)が延べ面積(延べ面積とは、建物の各階の床面積の合計をいう。)の20%以上を占める建物をいう。

(注) 建築工事が完了し、請負業者から引き渡しを受けた後で共済契約の申込日から起算して30日以内に人が居住することが明確になっている専用住宅及び併用住宅は「**共済の目的となる物**」に含まれているものとする。

(注)「**生計を共にする**」とは、収入及び支出の全部又は一部を共同して生活を営むことをいう。

(3) (2)の建物で2世帯以上が共同で居住している建物については、その建物のうち、共済契約の申込みをしようとする者の属する世帯がもっぱら居住する部分に限るものとし以下同様とする。

(4) 次に掲げる物は、共済の目的に含まれていないものとする。

- ① 独立した物置、納屋、車庫、その他これらに類する付属建物
- ② 門、塀、垣、その他の工作物
- ③ 建物の基礎工事部分

④ 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類するもの

⑤ 貴金属、宝石及び宝玉並びに書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品

⑥ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿、その他これらに類するもの

⑦ 家畜、家きん、その他これらに類するもの

⑧ 農林水産物

⑨ 自動車類(自動三輪車及び自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く。)

(5) 建物を共済の目的とする場合においては、畳、建具、その他建物の従物及び電気設備、ガス設備、給排水設備、冷暖房設備、その他これらに類する建物の付属設備は共済の目的に含まれているものとする。

(共済契約の締結の単位)

第8 (1) 共済契約は、共済の目的となる建物又は同一の建物内に収容されている共済の目的となる動産ごとに締結するものとする。

(2) 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は、1人に限るものとする。

(注) 区分所有の建物の場合において、共済契約は所有する建物の専有部分ごとに契約できる。

(共済金額及び共済掛金額)

第9 (1) 共済契約1口についての共済金額は、10万円とする。

(2) 共済契約1口についての共済掛金額は次のとおりとする。

① A構造(建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床が鉄筋コンクリート造、又は鉄骨コンクリート造のもので組み立てられ、かつ、屋根、小屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの等、建築基準法に定められた「耐火構造」をいう。以下同様とする。)の建物又はその建物内に収容されている動産

1口につき年額 50円

② B構造(①のA構造に該当しないものをいう。以下同様とする。)の建物又はその建物内に収容されている動産

1口につき年額 80円

(注)「**不燃材料**」とは、コンクリート、れんが、瓦、鉄鋼、アルミニウム、ガラス等の不燃性の建築材料をいう。

(注)「**A構造の建物**」と「**B構造の建物**」につき、1むねの建物がA構造とB構造の2つの構造部分からなるときは、その建物全体についてB構造の建物の共済掛金額を適用するものとする。

(3) 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度及び共済金額の最高限度は次のとおりとする。

① 建物を共済の目的とする共済契約の共済契約口数の最高限度は300口、共済金額の最高限度は3,000万円とする。ただし、共済価額（組合が定める共済契約の目的の価額とする。以下同様とする。）が次に掲げる価額の場合においてはその額（及び口数）に相当する額とする。

ア 1むねの建物の延べ面積を基準に共済価額〔建物の延べ面積（坪数）×50万円〕を計算する。ただし、100万円（10口）未満の端数があるときは、これを切上げ100万円（10口）とする。

イ 1むねの建物の延べ面積が10坪以下の場合の共済価額は500万円（50口）とする。

ウ 1むねの建物の延べ面積が58坪を超える場合の共済価額は3,000万円（300口）とする。

(注) 共済契約は、共済価額を限度として100万円（10口）単位の契約ができる。

② 動産を共済の目的とする共済契約の共済契約口数の最高限度は100口、共済金額の最高限度は1,000万円とする。ただし、共済価額が次に掲げる価額の場合においてはその額（及び口数）に相当する額とする。

ア 1むねの建物の延べ面積が12坪以下の場合の共済価額は400万円（40口）とする。

イ 1むねの建物の延べ面積が12坪を超え16坪以下の場合の共済価額は500万円（50口）とする。

ウ 1むねの建物の延べ面積が16坪を超え20坪以下の場合の共済価額は600万円（60口）とする。

エ 1むねの建物の延べ面積が20坪を超え24坪以下の場合の共済価額は700万円（70口）とする。

オ 1むねの建物の延べ面積が24坪を超え28坪以下の場合の共済価額は800万円（80口）とする。

カ 1むねの建物の延べ面積が28坪を超え32坪以下の場合の共済価額は900万円（90口）とする。

キ 1むねの建物の延べ面積が32坪を超える場合の共済価額は1,000万円（100口）とする。

ク 木造（柱及びはりが主として木造のもの）の共同住宅等で5世帯以上がそれぞれ独立して生活を営むことができるように隔壁で区画されている建物内の収容動産についての共済価額は300万円（30口）とする。

(注) 共済契約は、共済価額を限度として100万円（10口）単位の契約ができる。

(4) 共済契約を締結する場合において、その結果、同一の

建物を共済の目的とする共済契約と当該建物内に収容されている動産を共済の目的とする共済契約とがともに締結される場合におけるこれらの共済契約の共済契約口数の合計数は400口、共済金額の合計額は4,000万円を超えてはならない。

(共済期間)

第10 共済期間は共済契約の効力が生じた日の正午から1年間とする。

第2節 共済契約の成立及び通知義務等

(共済契約の成立)

第11 (1) 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額（以下「預り金」という。）を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

(2) 共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約の締結に際し、火災共済契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下「危険」という。）に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたもの（以下「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

(注) 「告知事項」とは、(1) 契約者の氏名、住所、(2) 共済の目的となる建物（又は共済の目的となる動産を収容する建物）の所在地、用途、所有、構造、延べ面積をいう。

(3) この組合は、(1)の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった預り金の領収書を作成し直ちにこれをその申込みをした者（以下「共済契約申込者」という。）に交付するものとする。

(4) この組合は、(1)の申込みがあったときは、当該共済契約申込書及び(2)の告知事項の内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を(3)の共済契約申込者に通知するものとする。ただし、火災共済加入証書の交付をもって承諾の通知に代えることができる。

(5) この組合は、当該申込みの諾否を決定するにあたり、この組合が必要と認めた場合には、共済の目的となる建物又は共済の目的となる動産を収容する建物につき、その構造、用途、周囲の状況等、危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

(6) この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、(1)の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を領収した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。

(7) (6)の場合には、共済契約はその申込みの日（共済掛金

の払込みをこの組合の指定したクレジットカード決済により行なう場合は、クレジットカード会社から当該カードの使用に関する承認番号の通知を受けた日)において成立したものとみなし、その日の翌日の正午から効力を生じるものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の正午から効力を生じるものとする。

(8) この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく(1)の預り金を共済契約申込者に払い戻すものとする。

(9) この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に火災共済加入証書を共済契約者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了した共済契約を更新するものである場合は、この限りではない。

(注) 第11において、共済掛金(又は預り金)の払込日及び共済契約の効力発生日について、約定した日があるときは当該約定日とする。

(注) 「共済契約申込書」に記載された共済の目的の構造に誤りがあった場合において、共済契約申込書に記載された構造を、誤りがあった事実が発見されたときの実際の構造に変更することに伴う掛金の換算により差額が生じた場合は、誤りの事実が発見されたときの属する同一共済期間内に限り掛金を精算するものとする。

(注) 「共済契約申込書」に記載された共済の目的の延べ面積に誤りがあった場合で、すでに締結している共済契約の共済金額が、誤りがあった事実が発見されたときは、その超過した部分は無効とし、この契約の延べ面積、共済金額及び掛金を更正するものとする。ただし、延べ面積及び共済金額の更正に伴い掛金に生じた差額は、誤りの事実がわかったときの属する同一共済期間内に限り精算するものとする。

(共済媒介者)

第11の2 (1) この組合は、他の組合に対して、この組合が行なう共済契約の締結の代理又は媒介に関して、組合員の加入申込みの受付及び共済契約の募集に係る業務を委託することができる。

(2) (1)の場合において、この組合は、共済媒介者に対して、この組合の業務の受託者であることを明らかにするために、その名称中に「愛知県共済生活協同組合代理店」(以下「代理店」という。)の文字を用いさせるものとする。

(共済掛金の払込み等)

第12 共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛金をこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済契約の更新)

第13 (1) 共済契約者が、共済期間の満了の日の30日前までに契約を更新しない意思、又は前と異なる口数の契約を結ぶ意思をこの組合に通知しないときは、共済契約は従前と同じ口数で更新し継続するものとする。

(2) 更新後の当該共済契約の共済掛金の払込期日は、共済期間満了の日とする。

(3) この組合は、愛知県知事の認可を得てこの規約を変更することがある。

(猶予期間及び共済契約の失効)

第14 (1) 共済契約更新後の共済掛金の払込みについては、共済契約者が第13(2)の払込期日までに払い込むことができない場合においては、共済期間の満了の日の属する月の翌月末日まで猶予期間を設けることができる。

(2) (1)の猶予期間中に共済掛金が払い込まれないときは、当該共済契約は共済期間の満了する日をもって効力を失うものとする。

(猶予期間中の事故)

第15 第14の猶予期間中に共済事故が発生した場合には、共済掛金が猶予期間中に払い込まれたときに限り共済金を支払うことができる。

(通知義務等)

第16 (1) 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者又は被共済者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰すことのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知し、火災共済加入証書に承認の裏書の請求をしなければならない。ただし、②の場合においてその構造の変更又はその改築もしくは修繕が軽微であるとき、⑥の場合においてその損害が軽微であるとき、又は当該事実がなくなったときはこの限りではない。

① 共済の目的につき、火災を事故とする法律に基づく他の共済契約等を締結すること。

- ② 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、又は当該建物を改築、増築し、もしくは修繕すること。
 - ③ 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を引き続き30日以上空屋もしくは無人とすること。
 - ④ 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるために5日間の範囲内で移転する場合はこの限りではない。
 - ⑤ 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を解体すること。
 - ⑥ 共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、共済の目的につき火災等の発生するおそれが著しく増大すること。
- (注)「承認」とは、承認した当時の状態が続いている場合をいい、承認した当時と異なった状態になったときは承認の効果が喪失する。
- (2) 共済契約者又は被共済者は、この組合が(1)の事実の発生に関する調査のため行なう共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。

第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅

(共済契約の無効)

- 第17 (1) 共済契約は、次の場合には無効とする。
- ① 共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき。
 - ② 共済契約者又は被共済者が、共済契約締結の当時、共済の目的がすでに火災にかかっていたこと、又は共済の目的につき火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。
- (2) 共済金額が共済価額を超過したときは、その超過した部分については共済契約は無効とする。
- (3) この組合は(1)又は(2)の場合において共済契約者又は被共済者が善意であって、かつ、重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻すものとする。

(共済契約の解約)

- 第18 共済契約者はいつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権の上に質権が設定されているときは、質権者の書面による同意を得なければならない。

(告知義務違反による共済契約の解除)

- 第19 (1) この組合は、共済契約者又は被共済者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済契約を解除することができる。(この組合は、第19による解除を共済契約者に対する通知によって行なうものとする。ただし、正当な事由によって共済契約者に通知ができない場合には、被共済者に解除の通知を行なうものとする。以下第19から第19の3までにおいて同じ。)
- (2) この組合は、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができない。
- ① 共済契約の締結のときにおいて、この組合が(1)の事実を知り、又は過失によって知らなかった場合
 - ② 共済媒介者が、共済契約者又は被共済者が(1)の事実の告知をすることを妨げた場合
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者又は被共済者に対し、(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めた場合
- (3) (2)②及び③の規定は、当該②及び③に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者又は被共済者が(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- (4) (1)の規定による解除権は、この組合が(1)の規定による解除の原因があることを知ったときから30日間行なわなないうときは、消滅する。

(危険増加による解除)

- 第19の2 (1) 共済契約の締結後に危険増加(告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。以下第19の2及び第19の4(2)②において同じ。)が生じた場合において、共済掛金を当該危険増加に対応した額に変更すれば当該共済契約を継続することができるときであっても、この組合は、当該共済契約を解除することができる。
- (2) 第19(4)の規定は、(1)の規定による解除権について準用する。

(重大事由による解除)

- 第19の3 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、共済契約を解除することができる。
- ① 共済契約者又は被共済者が、この組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

- ② 被共済者が、当該共済契約に基づく共済金支払請求について詐欺を行ない、又は行なおうとしたこと。
- ③ 共済契約者又は被共済者について、この組合の目的に反すると認められる正当な理由があること。
- ④ 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに、第16(2)の規定による検査を拒み、又は妨げたこと。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この組合の共済契約者又は被共済者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

- 第19の4 (1) 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。
- (2) この組合は、①から③までに掲げる規定により共済契約の解除をした場合には、①から③までに定める共済事故に関し共済金を支払う責任を負わず、すでに共済金を支払っていたときはその返還を請求することができる。
- ① 第19(1)の解除がされたときまでに発生した共済事故。ただし、当該事実に基づかずに発生した共済事故については、この限りでない。
 - ② 第19の2(1)の解除に係る危険増加が生じたときから解除がされたときまでに発生した共済事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
 - ③ 第19の3①から⑤までに掲げる事由が生じたときから解除がされたときまでに発生した共済事故

(共済契約の解約及び解除の場合の共済掛金の払戻し)

- 第20 (1) この組合は、第18の規定による共済契約の解約については、共済契約の解約の日から起算した未経過共済期間に対して、日割りをもって計算した共済掛金額を共済契約者に払い戻すものとする。
- (2) 組合は、第19から第19の3までに規定する共済契約の解除について、共済契約者又は被共済者に悪意又は重大な過失がある場合は、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻さない。

(共済契約の消滅)

- 第21 (1) 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅する。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは共済契約者又は被共済者は遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければな

らない。

- ① 共済の目的が火災等以外の原因によって滅失したこと。
 - ② 共済の目的が第25(1)の事故によって滅失したこと。
 - ③ 共済の目的が解体されたこと。
 - ④ 共済の目的が譲渡されたこと。(法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含む。)
 - ⑤ 第30に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となったこと。
- (2) この組合は、(1)の③又は④に掲げる事実(③の②の場合を除く。)が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の24分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻すものとする。
- (3) この組合は次に掲げる場合には、共済契約の消滅の日から起算した未経過共済期間に対して、日割りをもって計算した共済掛金額を共済契約者に払い戻すものとする。
- ① (1)①又は②に掲げる事故(第25(1)①及び②の事故による場合を除く。)が発生したため、共済契約が消滅したとき。
 - ② (2)の規定にかかわらず、法令又は法令に基づく処分により(1)③又は④に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(共済掛金の払戻し方法)

- 第22 第17(2)、第20並びに第21(2)及び(3)の規定による共済掛金の払戻し金は、火災共済加入証書又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第3章 共済金及び共済金の支払い

(共済金)

- 第23 (1) この組合は、共済の目的につき共済契約の効力が生じたとき以後の共済期間内に火災等によって損害が生じた場合には、当該共済契約の共済金額を限度として共済金(以下「損害共済金」という。)を再取得価額(再取得価額とは、共済の目的と同程度の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築もしくは再取得するのに要する額、又は修復を加え再使用できる場合はその修復に要する額をいう。以下同様とする。)で支払うものとする。ただし、共済の目的が動産である場合において、動産1個又は1組の損害共済金の最高限度額は1回の事故につき100万円とする。
- (2) この組合は、(1)の損害共済金が支払われる場合におい

て、損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに必要な費用に対して、残存物取片づけ費用共済金を100万円又は損害共済金の6%に相当する額のいずれか低い額を限度として支払うことができる。

- (3) この組合は、(1)の損害共済金が支払われる場合において、共済の目的が損害を受けたために臨時に要した費用(現実に自己で支払った場合)に対して臨時費用共済金を100万円又は損害共済金の10%に相当する額のいずれか低い額を限度として支払うことができる。

(注) 当該費用を現実に自己で支払ったかどうか不明の場合において、この組合が必要と認めるときは臨時費用共済金を支払うことができる。

- (4) 共済の目的につき、火災等によって損害が生じた場合にこの組合が支払う共済金の額は、当該共済契約の共済金額を限度として(1)に規定する損害共済金の額、(2)に規定する残存物取片づけ費用共済金の額及び(3)に規定する臨時費用共済金の額の合計額とする。
- (5) 共済契約者又は被共済者が、故意又は重大な過失によって第27の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠ったときは、共済の目的につき火災等によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を(1)の損害の額とみなす。
- (6) 共済金は、共済の目的につき、当該共済契約と同時に又は時を異にして締結された火災を事故とする法律に基づく他の共済契約等がある場合であっても、(1)から(4)までの規定により算出した額とする。
- (7) (6)により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金(及び保険金)の合計額が、当該共済契約の目的の再取得価額又は共済価額のうちいずれか高い価額を超える場合は、(1)から(6)までの規定にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額を当該共済契約の共済金とみなして(4)の規定を準用する。

当該共済契約の共済金 = $\frac{\text{再取得価額又は共済価額のうちいずれか高い金額}}{\text{再取得価額又は共済価額のうちいずれか高い金額} + \text{他の共済契約等により既に支払われた共済金(及び保険金)の合計額}}$

(注) 再取得価額は、この組合が適当と認める建設業者(共済契約者又は共済契約者と生計を共にする親族が建設業者の場合を除く。)の損害見積書の記載内容を審査し決定する。

(注) 共済の目的及び共済の目的を収容する建物に生じた損害額が当該建物の共済価額の70%に相当する額以上

となった場合の損害共済金は、当該共済契約の共済金額とする。

(共済金の支払請求並びに支払場所及び支払時期)

第24 (1) 共済契約者又は被共済者は、共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合であって共済金の支払いを請求しようとするときは遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知し、かつ、共済金支払請求書正副各1通に火災共済加入証書及び次に掲げる書類を添えこれを損害が生じたことを知った日から30日以内にこの組合に提出しなければならない。

- ① 関係官署等の罹災証明書
- ② 被害状況報告書及び損害見積書
- ③ その他とくにこの組合の要求する書類

(2) (1)の共済金支払請求書の添付書類は正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

(3) この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日として30業務執行日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。

- ① 共済金の支払事由発生の有無
事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無
- ② 共済金が支払われない事由の有無
共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための事実
損害の額、事故と損害との関係及び内容
- ④ 共済契約の効力の有無
この共済契約において規定する解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実
他の共済契約等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

(4) (3)の①から⑤までに規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、(3)の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日として次のいずれかの日数(①から④までのうち複数に該当する場合は、それぞれに定める日数のうち最も多い日数とする。)が経過する日までに共済金を支払うものとする。この場合において、組合は確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時

期を被共済者に対して通知するものとする。

- ① (3)①から④までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② (3)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日
 - ③ (3)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(3)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (3)①から⑤までの事項の確認を日本国内で行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (5) 共済金は、組合の事務所又は組合の指定する場所で支払うものとする。
- (6) (3)から(4)までに必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(3)から(4)までに規定する日数に含めない。

(共済金を支払わない損害)

- 第25 (1) この組合は、共済の目的につき、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して共済金を支払わない。
- ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - ② 共済契約者と生計を共にする親族の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - ③ 共済契約者又は共済契約者と生計を共にする親族が所有し又は運転する車両又はその積載物の衝突又は接触によって生じた損害
 - ④ 第2(1)①から⑥までの事故に際し、共済の目的が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
 - ⑤ 原因が直接であると間接であるとを問わず、風災、ひょう災、雪災、水災、砂じん、粉じん、煤煙、その他天災によって生じた損害
 - ⑥ 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、変乱、その他非常のできごと(外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動)により共済事故が発生した場合
 - ⑦ 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火又は津波によって生じた損害
 - ⑧ 原因が直接であると間接であるとを問わず、原子核反応又は原子の崩壊並びにその他の放射線照射又は放射線

汚染によって生じた損害

- ⑨ (5)から⑧までの場合において、これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含むものとする。
 - ⑩ 共済の目的に存在する欠陥によって生じた損害
 - ⑪ 摩耗、消耗、劣化、変質、腐蝕、サビ、カビ又は虫食い、ネズミ食い、その他これらに類似の事由によって生じた損害
 - ⑫ 土地の沈下又は隆起、その他これらに類似の事由によって生じた損害
 - ⑬ 擦損、はがれ、ひび割れ、その他これらに類似の表面のみに生じた損傷又は汚損であって、共済の目的の機能に支障をきたさない損害
 - ⑭ コンピュータープログラム、データ等コンピューターソフトウェアに生じた損害
- (注)「暴動」とは、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (2) 共済契約者又は被共済者が第16(1)に規定する手続きを怠った場合において、第16②から⑦までに掲げる事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは当該事実が発生したときから(その責に帰することのできない理由による場合は共済契約者又は被共済者が当該事実の発生を知ったときから)この組合に当該事実の承認請求の通知が到達するまでの間に、共済の目的につき損害が生じたときであっても、組合は共済金を支払わない。

(共済金の支払義務を免れる場合)

- 第26 この組合は、次の場合には共済金を支払う義務を免れる。
- ① 共済契約者又は被共済者が第24(1)の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類もしくはその損害に係る証拠を偽造し、もしくは変造したとき。
 - ② 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第28の規定による検査等の行為を妨害したとき。

(損害防止の義務)

- 第27 共済契約者又は被共済者は、共済の目的につき火災等が生じたとき又は火災等の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

(被害物の検査等)

第28 この組合は、共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の目的の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の目的を検査し、類別し又は一時他に移転することができる。

(第三者の行為による損害)

第29 共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、被共済者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れる。

(残存共済金額)

第30 共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、残存共済金額が第21(1)の⑤に規定する場合を除き、共済金額を減額しない。

(代位)

第31 (1) この組合は、第2の損害に対して共済金を支払ったときは、その支払った共済金の額を限度として、かつ、被共済者の権利を害さない範囲内で、被共済者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得するものとする。
(2) 共済契約者及び被共済者は、この組合が取得する(1)の権利の保全及び行使並びにそのためにこの組合が必要とする証拠及び書類の入手に協力しなければならない。

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第32 (1) 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者又は被共済者は、この組合のおく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
(2) (1)の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
(3) (1)の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

第5章 雑 則

(契約条件の変更の申出)

第33 (1) この組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、この組合に係る共済契約（変更対象外契約を除く。）について共済金額の削減その他の契約条件の変更（以下第33において「契約条件の変更」という。）を行なう旨の申出をすることができる。
(2) (1)の申出をする場合には、契約条件の変更を行なわなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもって示さなければならない。
(3) (1)に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払いにより消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める共済契約をいう。

(時効)

第34 共済金及び共済掛金払戻し金の支払いを請求する権利は、3年を経過したときは、時効によって消滅する。

(質入等の制限)

第35 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第36 共済契約者が死亡した場合は、相続人が共済契約による権利義務を承継する。

割戻金について

毎年、年度末日（3月31日）の決算で剰余が生じた場合、3月31日現在の共済契約者に、その年度中の払込掛金額に応じて割り戻します。なお、割戻金が払込掛金額の5%を超えた場合は、割戻金のうち払込掛金額の5%相当額を出資金に振り替えます。

契約内容の変更

加入証書記載事項の変更、掛金振替口座等の変更が生じた場合は、当組合にご通知のうえ、お手続きをおとりください。

解約・脱退の手続き

解約・脱退される場合は、お電話等で組合所定の用紙をご請求いただき、署名捺印のうえ加入証書を添えてお送りください。

個人情報の取扱いについて


組合が取得した個人情報は、組合の行う共済事業・保険代理事業、サービスの案内等に利用し、その他の目的に利用することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細については、組合のホームページに掲載をしておりますので、ご参照ください。



愛知県共済生活協同組合

〒460-0025

名古屋市中区古渡町 11 番 33 号

 0120-08-5555

受付時間 / 9:00～17:00

(土・日・祝を除く)

電話番号のかけ
間違いには、十分
ご注意ください。